# 四谷第六小学校PTA規約

### 第1章 名 称

第1節 この会は四谷第六小学枚PTAといい、事務所を新宿区立四谷第六小学校内の新宿区大京 町30に置きます。

### 第2章 目 的

第1節 この会は日本国憲法と教育基本法の精神を尊重し、父母と教職員が互いに協力しあって、 子どもたちの健全な成長・発達をはかるとともに、会員の教養を高め、地域社会の教育環境の 向上に努めます。

#### 第3章 方 針

- 第1節 この会は教育を本旨とする自主独立の民主的団体で、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動します。
  - 1. 会員相互の学習をすすめるとともに、お互いの親睦を深めるように努めます。
  - 2. 学校・地域社会及び目的を同じくする機関や団体と協力し、教育条件の整備向上に努めます。
  - 3. 会員相互で教育問題について活発に話し合いをしますが、学校の人事や管理には干渉しません。
  - 4. 学校や教育行政機関及びその他のいかなる機関や団体からの干渉も受けません。
  - 5. 特定の政党や宗教を支持することなく、営利を目的とする行為は行いません。また、この 会及び役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦することはできません。

### 第4章 会員

- 第1節 この会の会員となることができるものは、四谷第六小学校に在籍する子どもの保護者と、この学校に勤務する教職員で、この会の目的に賛同する人とします。
- 第2節 会員はすべて平等の権利と義務を持ちます。
- 第3節 会員は総会で決めた会費を負担します。ただし、事情により減免措置を受けることができます。

### 第5章 会計

- 第1節 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってまかないます。
- 第2節 この会の経理は、総会で決定した予算にもとづいて行われます。
- 第3節 この会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければなりません。
- 第4節 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

### 第6章 役 員

- 第1節 この会に次の役員をおきます。
  - 会長1名/副会長5名/書記2名/会計2名
  - ※ただし、副会長については、必要により増減することができます。
- 第2節 役員の任期は1年とします。ただし、継続する場合は、運営委員会で承認を得る事で再任できるものとします。年限は定めません。
- 第3節 前節の規定にかかわらず、役員はその任期中の事業報告及び会計報告が総会で承認されるまで、その責任を負います。
- 第4節 役員に欠員が生じた場合、運営委員会の議決により、これを補充することができます。補充された役員の任期は、前任者の残りの期間とします。
- 第5節 役員は次の任務を行います。
  - 1. 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会、運営委員会及び役員会を招集します。
  - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。
  - 3. 書記は、この会の諸活動や会議の議事を記録し、会員に周知します。
  - 4. 会計は、会計事務を行い、総会に会計報告をします。

# 第7章 会計監査委員

- 第1節 この会の会計を監査するために、1~2名の会計監査委員をおきます。執行部全体の人数調整で、会計監査委員の人数が決まります。
- 第2節 会計監査委員の任期は1年とします。ただし、任期中の会計監査報告が総会で承認されるまではその責任を負います。

# 第8章 顧問

第1節 この会は、顧問をおくことができます。

第2節 顧問は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。任期は役員の任期に準じます。

第3節 顧問は、この会の目的達成に協力するものとします。ただし、会務に干渉することはできません。

# 第9章 アドバイザー

- 第1節 この会は、アドバイザーを1名おくことができます。
- 第2節 アドバイザーは、会長、副会長が全て交代する年のみにPTA活動を円滑に進めるために適用できます。アドバイザーは運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。但し、前年度の副会長に限り、その職を委嘱される事ができます。任期は1年とします。
- 第3節 アドバイザーは、当期の役員の代理で会議等に出席することができます。ただし、会務に干渉することはできません。

### 第10章 総 会

- 第1節 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次のことを審議します。
  - 1. 活動報告•活動計画
  - 2. 予算・決算
  - 3. 役員・会計監査委員の選出
  - 4. 規約の改正
  - 5. その他の重要事項
- 第2節 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催します。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、また会員の1/5以上から要求があった時、開催します。
- 第3節 総会は全会員の1/2以上の出席で成立します。規約改正以外の議事は出席者の過半数の 賛成で決まります。
- 第4節 総会の開催日時、場所及び議案は、開催日の1週間前までに会員に通知します。

# 第11章 会 議

第1節 運営委員会は、役員、専門委員会代表及び教職員(校長他若干名)で構成されます。会計 監査委員はオブザーバーとして会議に出席します。

第2節 運営委員会は次の任務を行います。

各種委員会等で立案された事業計画・予算案と事業報告・決算案を総会に提出します。総会で 決定された事項を執行します。ただし、緊急事項はそのつど審議・処理し、事後の総会の承認を 得ます。その他の重要事項を審議し、執行します。

第3節 運営委員会の成立、議決は総会に準じます。

第4節 役員会は、役員、校長、副校長で構成され、一般会務を行います。

第5節 この会の活動を推進するために、次の専門委員会をおきます。

- 1. 学級代表委員会
- 2. 広報文化委員会
- 3. 四六スポーツ・カルチャー委員会
- 4. 地域とみどりの育成委員会
- 5. 芝生キャンプ委員会
- 6. 厚生委員会
- 7. 卒業対策委員会
- 8. 周年事業委員会
- 9. 校外委員会

- 第6節 各専門委員会の必要事項は細則で決めます。
- 第7節 各学級の会員は、担任教員と共に学級集会をもち、学級の親睦と教育の向上進展をはかります。
- 第8節 学区域内の6地区(町会単位)の会員は、担当教職員と共に地区集会をもち、地域の親睦と 環境改善をはかります。
- 第9節 運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会をつくることができます。特別委員会はその任務が終了した時に解散します。

### 第12章 改正

- 第1節 この規約を改正しようとする時は、総会開催の1週間前までに改正案を会員に通知し、総会において出席者の2/3以上の賛成を必要とします。
- 第2節 この会の規則、細則及び内規は、運営委員会において、出席者の2/3以上の賛成で改正することができます。改正された規則、細則及び内規は次の総会で報告しなければなりません。

#### 付 則

- 1. この規約は、昭和61年4月1日より実施します。
- 2. 平成6年4月1日に第11条を一部改正しました。
- 3. 平成18年4月26日に「第8章 役員推せん委員会」を削除、以下の条項を繰り上げる改正を行いました。
- 4. 平成21年2月5日に第11条、第28条、広報委員会細則の一部変更・改正を行いました。
- 5. 平成25年4月24日に第32条を一部改正しました。
- 6. 平成27年4月22日に第11条、第12条、第16条を一部改正し、第29条に「地域とみどりの育成 委員会」「周年事業委員会」を追加しました。
- 7. 平成28年4月21日に「第9章 アドバイザー」を追加、以下の条項を繰り下げる改正を行いました。
- 8. 平成29年4月26日に、広報委員会、文化委員会、四六スポーツ・カルチャー委員会、地域とみ どりの育成委員会、周年行事委員会の選出者数を改正。内規として執行部および委員選出内 規を追加しました。
- 9. 平成30年4月25日に、PTA会費処規約の返金額および途中転入者の金額の変更、慶弔見舞金内規の追加を行いました。
- 10. 平成30年10月30日に臨時総会にて可決されましたので第2条の追加と第32条を変更し第33条の専門委員会の名称を変更しました。
- 11. 令和3年2月13日に第33条の専門委員会の名称及び厚生委員会細則の選出人数を変更しました。
- 12. 令和6年5月8日に第1章名称, 第4章会員, 第6章第2節の変更, 細則についての改訂報告をしました。

# 【PTA会費処理細則】

- 1. 会員は総会で決まった会費を5月に一括して納入するものとします。ただし、当該月に転出する予 定の会員は会費を納入する必要がありません。
- 2. 中途転入者の会費は次の通りとします。100円未満の端数は切り捨てとします。
  - (1) 前期(9月30日以前)の転入者 単年度の会費額
  - (2)後期(10月1日以降)の転入者 単年度の会費額×O.5
- 3. 会費の減免措置を受けようとする会員は会計に申し込むものとします。会計は会長と協議し、その措置を決定します。

#### 【学級代表委員会細則】

- 1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。(在籍 児童50名以上の学年は増員を学年毎に決定することができます。)
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員は、各学年の副会長と連携、協力し会務を行います。
- 5. 委員会は、役員・専門委員の選出、調整をします。
- 6. 委員は、学校行事、PTA主催の行事サポートを行います。

### 【広報·文化委員会細則】

- 1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、広報誌を編集・発行します。
- 5. 委員会は、PTAホームページを管理・運営します。
- 委員会は、会員の教養・文化を高める活動を行い、また、健康に関することについても学習します。
- 7. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

### 【四六スポーツ・カルチャー委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より2名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。

- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選出します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、四谷第六小学校の子どものスポーツ・文化活動の機会を提供します。
- 5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

### 【地域とみどりの育成委員会細則】

- 1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、芝生や校内緑化とあいさつ運動に関する事業を行います。
- 5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。特に芝生キャンプにおいては、芝生キャンプ委員会とともに運営主体として参画します。

## 【芝生キャンプ委員会細則】

- 1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに委員会を構成します。
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、芝生キャンプの企画を担当します。
- 5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

### 【厚生委員会細則】

- 1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、児童の厚生に資するため、四谷第六小学校で行われる学校行事・各種文化・スポーツ のイベントの運営をサポートします。
- 5. 委員会は、四谷スポーツ文化フェスタの運営をサポートします。
- 6. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

### 【周年事業委員会細則】

- 1. 委員は、四谷第六小学校の創立10年ごとの周年事業時に、教職員・各学年より2名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。(5年ごとの周年事業時には各学年より1名以上選出します)
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、四谷第六小学校が主として企画する周年事業のサポートをします。
- 5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

### 【校外生活委員会細則】

- 1. 委員は、教職員より1名以上、学区域の6地区(町会単位)より若干名ずつ選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
- 2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計及び各地区代表を選任します。
- 3. 委員長は、運営委員会に出席します。
- 4. 委員会は、学校と地域の連絡調整をはかり、学区域の安全を守り、環境をよくするために活動します。

#### 【役員および委員選出内規】

- 1. PTA役員(会長、副会長、書記、会計)および、各委員長(校外生活委員長を除く)の役に任命された委員は、任命された学年の児童の2巡目以降の執行部および委員(卒業対策委員を含む)を決定する抽選の免除を申請できるものとします。
- 2. 新入学の執行部役員及び委員に任命される名前の開始順番は、前年度の運営委員会において、 公平な手法を用いて決定することとします。
- 3. 選出候補の人数については、原則として1年9名、2年~5年各10名、6年15名とします。(3年生終了時に委員未経験者残34名以下の場合は4年と5年で増員し、6年生までに全員が役員・委員を少なくとも一度は終了することを基本とします。)
- 4. 在籍児童の人数に応じて、増員を学年毎に採択することができます。採択は学級代表委員長及び 執行部の判断でアンケートを実施し該当学年の保護者の総意で決めます。どの委員を何名増員・ 減員するかは、次年度の委員会の予定などを考慮し、11月か12月の運営委員で各委員長及び執 行部で決定することとします。
- 5. 事情(主に病気治療や介護など)がある場合には、候補の先送りが認められます。免除ではありませんので、次年度以降の候補となります。
- 6. 兄弟/姉妹で同時に候補選出が回ってきた場合には、候補の先送りが認められます。基本的に先送りは下の学年で行い、次年度以降の候補選出者となります。先送りせずに兄弟/姉妹の在籍する2学年分で2つの専門委員を兼務する事は可能です(例:上の学年で学代・下の学年で文化)。ただし、役員と専門委員の兼務はできません。
- 7. 先送りの最終的な判断については、各学年にて学級代表委員を中心に相談して決定します。
- 8. 会長、副会長を2年間担当した場合、その会員の家庭に在籍児童が何人いてもその後の輪番(役員・専門委員)の全ての免除を申請できます。

### 【同好会内規】

- 1. この会の中に会員の同好会をつくることができます。
- 2. 同好会は、目的、活動内容、会員名簿、責任者を運営委員会に報告し、承認を得ます。
- 3. 同好会が、対外的な行事に参加する場合には、同好会相互で支援をします。

#### 【慶弔見舞金内規】

- 1. 教職員会員が結婚した時及び出産した時は、祝金をおくります。
- 2. 教職員会員の父母、配偶者、子どもが死亡した時は、弔慰金をおくります。
- 3. 教職員会員が入院した時及び父母会員がPTA活動中の傷病のために入院した時は、見舞金をおくります。
- 4. 会員及び子どもが死亡した時は、弔慰金をおくります。
- 5. 祝金、弔慰金及び見舞金は、5000円とします。
- 6. この内規の規定にない場合は、従来の慣行等を参考にしながら、そのつど役員会で協議して決めます。
- 7. 慶弔見舞金の申請は、会員が慶弔見舞金申請書をPTA執行部へ提出します。会員からの情報に基づき、執行部が代理で作成する場合もあります。